

立川市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 13 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の公布による。

立川市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則

立川市学校運営協議会設置規則（平成30年立川市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の5</u>の規定に基づき、立川市学校運営協議会の設置等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(委員の任命)</p> <p>第7条 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第3条第3項第2号</u>に定める特別職の非常勤の職員とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の6</u>の規定に基づき、立川市学校運営協議会の設置等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(委員の任命)</p> <p>第7条 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第3条第3項第3号</u>に定める特別職の非常勤の職員とする。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。